

## 出会い系サイト・アダルトサイト トラブル 急増中！！

最近、携帯電話やパソコンからの**出会い系サイト**や**アダルトサイト**に関するトラブルが急増しています。その手口も日々巧妙になってきています。

### <事例1>

ショートメッセージ\*1で受け取ったメールに書いてあったURL(サイト)にアクセスしたらいきなり「**ご登録ありがとうございます。あなたの携帯番号は××××××と携帯電話番号が表示され、5日以内に指定口座に19000円支払うように**」と表示された。

### <事例2>

携帯電話の待ち受け画面のサイトを検索していたら、いきなりアダルトサイトに入ってしまった。利用規約を読まずに「入口」を押したら入会になり**個体識別番号×××、メールアドレスが表示された**。3日以内に指定口座に30000円払わなければ自宅まで回収に来るという請求メールが届いた。

### <事例3>

パソコンに送られてきたメールに書いてあったURL(サイト)にアクセスしたらアダルトサイトだった。表示されていた画像をクリックしたらいきなり登録になり、**パソコンのIPアドレスやプロバイダ名が表示された**。3日以内に29800円払わないとプロバイダに情報開示請求をし、訴訟をするという。

### <事例4>

携帯電話に知らない着信があった。折り返し電話をすると、メッセージを聞く人は「1」を押すようにというので分からないままに「1」を押した。変なテープが流れたのですぐにきったが、折り返し料金を請求する電話がかかってきた。

\*1ショートメッセージとは・・・相手の携帯電話番号宛にメールを送信できる機能。ショートメール、Cメール、スカイメール等

< 事例 1 > サイトにアクセスしただけで「登録」。これって払わなければいけませんか？

< 事例 2 > 個体識別番号やメールアドレスから、私の住所や名前はわかりますか？

< 事例 3 > パソコンの IP アドレスやプロバイダ情報から住所、名前を調べることができますか？プロバイダは情報開示しますか？

< 事例 4 > これもワン切り??



**サイトにアクセスしただけでは「有効な契約が成立した。」とは考えられません。**

契約は双方の意志の合意があって成立します。有効な契約が成立するためには、必ず料金や利用条件等を明示した上で利用意志の確認をする必要があります。そのため**利用規約がある場合は必ず確認**しましょう。

**携帯電話の個体識別番号やメールアドレスから個人の氏名や住所、携帯電話番号、勤務先等の個人情報が運営業者に知られることはありません。**最近では位置情報を表示してくる場合もありますが、それらが正しく表示されていてもそこから個人情報が漏れてしまうことはありません。画面にはもっともらしく表示してありますが、そのまま信じず、請求されるままに支払いや返信はしないようにしましょう。個人情報が業者に知られてしまったと**消費者を不安にさせることが目的**と考えられます。

**パソコンの IP アドレスやプロバイダ名が表示されても、そこから個人を特定する情報（氏名、住所等）はわかりません。アダルトサイトの料金トラブルでプロバイダが情報を開示するとは思えません。**携帯の個体識別番号と同様、個人情報を知られたと消費者を不安にするものです。

**知らない着信にコールバックしただけでは、通話料以外に情報料の支払い義務が発生することはありません。**業者が請求してくるのは「情報料」です。電話をかけただけで通話料以外に情報料の支払い義務が発生することはありません。法律上情報料が発生するためには、業者との間で何らかの契約を行うことが必要です。

**電子契約法（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）**

**消費者と事業者がパソコンや携帯電話等の画面を通して、申し込みまたは承諾の意思表示を行う際に、画面で契約内容が確認できるなどの措置を講じていないときは、操作ミスによる消費者の申し込みの意思表示は無効が主張できる**

# トラブル解決！！

携帯電話の電話帳に登録のない人からの着信拒否設定。  
ショートメール機能の停止

**身に覚えのないメールに記載されているURLにはアクセスしない事**

**有料サイトを利用するときは、事前に「利用規約」を確認する事**

**利用していなければ、支払い義務はありません。**

請求相手に問い合わせのメールや電話はかけないように！

個人情報聞き出されたり、不安に思っていると思われしつこく請求される等のトラブルになることがあります。

直接携帯等に電話がかかってきても、電話帳に登録のない知らない着信番号には出ない事。出てしまって不当な請求を受けたときはすぐに電話を切りましょう。

**利用したとしても、請求元が自分の使ったサイトか確認を！**

自分の使ったサイトかどうか不明のときは支払わずに様子を見るなど慎重に対応しましょう。有料であることが容易にわかるような表示がなかったり、契約の確認・取り消し画面の設定がない場合は契約の無効を主張できることもあるのでそのままにしておいて、様子を見ましょう。

**運営サイト以外から(債権回収業者や探偵等)の請求は無視を！**

債権者(サイトの運営業者)から債権回収業者へ債権譲渡したことの知らせを受け取らない限りその業者へ支払い義務はありません。

**一度支払うと次々請求が来るというトラブルに巻き込まれるようです。その場合は警察や消費生活センターに相談しましょう。**

**注意**

**発送元が裁判所からの書面が届いたときは身に覚えがなくても必ず裁判所に確認をしてください。**

少額訴訟や支払い督促\*2の書面が**裁判所**から届いたときは、自分で裁判所の電話番号を調べて(書面に記載されている番号を鵜呑みにせず)、確認をしましょう。よく分からないときは書面を持参し裁判所や消費者センター、弁護士相談等で相談を受けましょう。

\*2 少額訴訟や支払い督促

少額訴訟は60万円以下の金額のものに1回の口頭弁論期日で審理を終えて判決する制度。支払い督促は裁判所書記官が債務者の言い分を聞かないで支払い督促を発するもの。両者とも指定の期日までに異議申し立てをしなければ、確定してしまう。

～ 国民生活センターHP、警視庁ハイテク犯罪HP 参照～

トレーサビリティについての学習会講師派遣いたします。

## トレーサビリティって知っていますか？

食の安全確保に向けた取り組みの一つです。牛肉については「牛肉トレーサビリティ法」によって平成16年12月1日から牛肉への個体識別番号の表示と取引の記録保存義務がスタートします。商品ラベルに10桁の個体識別番号がつくようになります。

また、JAS法により「生産情報公開JAS規格」も決められました。牛肉や豚肉で取り組みが始まっています。今後トレーサビリティはさまざまな食品に導入されようとしています。トレーサビリティについて学習会を開催してみませんか。希望されるグループに無料で講師を派遣いたします。(学習会開催期日 平成17年2月末まで)お気軽にお尋ねください。テーマ、内容については相談に応じておりますのでご相談ください。また、講師もご紹介いたします。(社団法人農協流通研究所 平成16年度トレーサビリティシステム普及啓発活動支援事業)

何がわかった？これで安心？

## 調べてみました。(財)家畜改良センター

### 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法による

出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、種別(品種)、飼養場所の履歴

検索ボックスの中に牛の個体識別番号(10桁)を入力して検索ボタンを押してください。

個体識別番号(半角)

1073183157

検索

牛個体情報				
個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別(品種)
1073183157	H 14.05.07	去勢(雄)	1073183096	黒毛和種

	飼養県	異動内容	異動年月日	飼養施設所在地	氏名または名称
1	岩手県	出生	H 14.05.07	花巻市	高橋 康男
2	岩手県	転出	H 15.03.11	花巻市	高橋 康男
3	岩手県	搬入	H 15.03.11	岩手郡雫石町	全農岩手県本部中央家畜市場
4	岩手県	取引	H 15.03.11	岩手郡雫石町	全農岩手県本部中央家畜市場
5	岩手県	転入	H 15.03.11	和賀郡東和町	岩田 明久
6	岩手県	既存牛の届出	-	和賀郡東和町	岩田 明久
7	岩手県	転出	H 16.10.23	和賀郡東和町	岩田 明久
8	東京都	搬入	H 16.10.24	港区	東京食肉市場(株)
9	東京都	搬出	H 16.10.25	港区	東京食肉市場(株)
10	東京都	搬入	H 16.10.25	港区	東京都立芝浦と場
11	東京都	と畜	H 16.10.25	港区	東京都立芝浦と場

